

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十一号

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項を次のように改める。

一	総務局総務課	参事	一 当該課の所掌に属する旅費のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認 二 知事部局の本庁で収納する行政手続条例の規定による聴聞に関する資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管 一 広島県通信費経理事務取扱規則（昭和四十四年広島県規則第二十七号）の規定により受払いをする郵便切手及び郵便葉書の出納及び保管 二 広島県立文書館で収納する県税外収入に係る現金の出納及び保管 三 当該課で収納する情報公開条例の規定による行政文書の写しの交付、個人情報保護条例の規定による保有個人情報記録されている行政文書の写しの交付及び情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定による意見書又は資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管 四 当該課で収納する複写機の利用に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管
---	--------	----	---

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。